

## 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

東大和市下水道条例（昭和55年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第23条第1項の規定の適用については、同項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項」とする。